

神奈川県庁インターンシップ等実施要綱

(要綱の目的)

第1条 この要綱は、神奈川県（以下「県」という。）が実施する学生実習生受入制度（産学協議会が定義するキャリア形成支援の類型上の「オープン・カンパニー」「キャリア教育」「インターンシップ」を指す。以下「インターンシップ等」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップ等の目的)

第2条 インターンシップ等は、学生等に対し神奈川県庁（以下「県庁」という。）における就業体験の機会を設けることにより、学生等の職業意識の向上及び県政に対する理解の増進を図ることを目的とする。

(実習対象者)

第3条 インターンシップ等の対象者は、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校（大学院及び短期大学を含む。以下「大学等」という。）の学生又は生徒とする。ただし、高等専門学校については第4学年以上に在籍する学生、専修学校については専門課程又は一般課程に在籍する生徒に限る。

(実習生の受入手続)

第4条 インターンシップ等を希望する学生等は、別途定める方法により、神奈川県総務局組織人材部人事課長（以下「人事課長」という。）に対して、申込みを行うものとする。

2 人事課長は、受入の可否及び実習を行う所属を決定し、その旨を学生等に通知するものとする。

(実習プログラム等)

第5条 インターンシップ等による実習を行う所属（以下「受入所属」という。）の所属長は、実習の内容等を定めた実習プログラムを定めるものとする。

2 受入所属の所属長は、実習の円滑かつ適切な実施を図るため、必要に応じて当該所属の職員の中から実習担当者を指名するものとする。

(報酬等)

第6条 県は、インターンシップ等により県庁において実習を行う学生等（以下「インターンシップ等実習生」という。）に対して、報酬・賃金、居住地から

実習場所までの交通費、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い生じる交通費については、この限りでない。

(募集期間及び実習期間)

第7条 募集期間は毎年5月から7月まで又は12月から翌年2月の間までにおいて、実習期間は毎年7月から9月まで又は2月から3月の間において人事課長が定める。ただし、学校教育法第99条第2項に規定する専門職大学院の学生を対象とするものについては、この限りでない。

- 2 前項によることができない場合は、受入所属の所属長は、人事課長と協議のうえ、自ら募集期間及び実習期間を定め、募集及び受入等の手続きを行うことができる。この場合において、第4条第1項中「神奈川県総務局組織人材部人事課長（以下「人事課長」という。）」とあり、第4条第2項及び第11条中「人事課長」とあるのは「受入所属の所属長」と読み替えるものとする。

(実習時間)

第8条 実習時間は、原則として月曜日から金曜日まで（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までの間で、人事課長が定める時間とする。

- 2 受入所属の所属長は、前項に定める実習時間以外の時間で実習を行おうとする場合には、人事課長と協議のうえ、別に定めることができる。

(服務)

第9条 インターンシップ等実習生は、実習時間中は専ら所定の実習に従事し、実習目的の達成に努めなければならない。

- 2 インターンシップ等実習生は、実習時間中、神奈川県職員が遵守すべき法令、条例等を遵守するとともに、人事課長、受入所属の所属長及び実習担当者の指導、指示等に従わなければならない。
- 3 インターンシップ等実習生は、実習により知り得た情報（公開されているものを除く。）を漏らしてはならない。実習終了後においても同様とする。
- 4 インターンシップ等実習生は、実習の成果として論文等を外部へ発表等する場合には、事前に受入所属の所属長の承認を得なければならない。
- 5 インターンシップ等実習生は、病気等のため予定されていた実習を受けることができない場合には、あらかじめ人事課長又は受入所属の所属長にその旨連絡しなければならない。やむを得ない場合は、事後速やかに人事課長又は受入所属の所属長にその旨連絡しなければならない。

(誓約)

第10条 インターンシップ等実習生は、別途定める誓約書を、事前に県に対して提出しなければならない。

(実習の中止)

第11条 人事課長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、実習を中止することができる。

- (1) インターンシップ等実習生が第9条の規定による服務義務に従わない場合その他実習を継続することが困難であるとき。
- (2) 実習を継続することにより業務に支障が生じ、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 実習の目的を達成することが困難であると認められるとき。

2 人事課長は、前項の規定により、実習を中止する場合は、その旨を大学等の代表者に通知するものとする。

(事故責任等)

第12条 インターンシップ等実習生は、実習中の事故に備え、必要に応じて傷害保険及び賠償責任保険に加入することとし、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 インターンシップ等実習生は、故意又は過失をもって第9条第1項から第4項までの規定に反する行為により、県又は第三者に対して損害を与えた場合は、これらに対して責任を負わなければならない。

(実習の証明)

第13条 受入所属の所属長は、大学等の代表者から実習内容等について証明を求められたときはこれを行うものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、インターンシップ等に関し必要な事項は、人事課長が定める。

附 則

この要綱は、平成16年4月27日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年3月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 23 年 4 月 19 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 28 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。